



JFRL 情報宅配

*** 農林水産省 *** (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施]

(令和 5 年 11 月 30 日 農林水産省, 消費者庁, 環境省共同)

農林水産省は、消費者庁、環境省及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、令和 5 年 12 月から令和 6 年 1 月まで、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施します。

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/231130.html>

2. [水産物の放射性物質調査の結果について] (令和 5 年 12 月 8 日 水産庁増殖推進部 研究指導課)

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>

*** 厚生労働省 *** (<https://www.mhlw.go.jp/>)

1. [食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について] (2023 年 11 月 30 日)

厚生労働省告示第 324 号が公布され、施行日 (2025 年 6 月 1 日) 以降の器具・容器包装のポジティブリスト制度について 2025 年 6 月 1 日以降のページを公開いたしました。

2025 年 5 月 31 日まで https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

2025 年 6 月 1 日以降 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36419.html

<通知>

・食品、添加物等の規格基準の一部改正について (令和 5 年 11 月 30 日 健生発 1130 第 4 号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231204H0020.pdf>

・食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等について (令和 5 年 11 月 30 日 健生食基発 1130 第 1 号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231204H0030.pdf>

2. [第 3 回「日本人の食事摂取基準 (2025 年版)」策定検討会 資料]

(2023 年 12 月 12 日開催 健康・生活衛生局健康課)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/newpage_00085.html

3. [「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ」(第 7 回)]

(令和 5 年 11 月 20 日 議事要旨 (健康・生活衛生局 食品基準審査課 新開発食品保健対策室))

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36474.html

4. [薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会(オンライン会議)資料]

(令和 5 年 12 月 15 日 健康・生活衛生局 食品基準審査課 新開発食品保健対策室)

(1) いわゆる「健康食品」との関連が疑われると報告がなされた健康被害情報の取扱いについて

(2) 細胞培養技術を用いて作られる食品 (いわゆる「培養肉」) について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36807.html

*** 内閣府 食品安全委員会 *** (<https://www.fsc.go.jp/>)

1. [第 5 回有機フッ素化合物 (PFAS) ワーキンググループ] (開催日 2023 年 11 月 24 日)

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20231124so1>

2. [プリオン専門調査会 (第 127 回) 開催] (開催日 令和 5 年 12 月 15 日)

<https://www.fsc.go.jp/senmon/prion/>

第 127 回会合結果 (専門委員等の紹介について、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に係る食品健康影響評価について)

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20231215pr1>

*** 消費者庁 *** (<https://www.caa.go.jp/>)

1. [第 6 回 食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議資料掲載] (2023 年 12 月 13 日 食品表示企画課)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_005/035603.html

* 今月のトピックス *

[化粧品の管理について ～第2回 添加物～]

先月に引き続き、化粧品の管理についての特集です。第2回は添加物です。

国内では平成13年4月1日から化粧品の全成分表示制度¹⁾が導入され、それに伴い化粧品の承認(許可)制度が廃止されました。化粧品に使用する成分は各企業の責任下で配合できるようになりましたが、一方で必ず遵守すべき成分規制として、化粧品基準²⁾が定められました。

化粧品基準において、防腐剤、紫外線吸収剤及びタール色素は原則として自由に化粧品に配合することが認められていません。ただし、これらの成分の中で安全性が確認され使用が許可される成分は、それぞれ配合量が規定されています。そのリストをポジティブリストと言います。また、石けんのように洗剤製品と、皮膚または粘膜に長時間使用するものでは安全性が異なるため、使用部位や用法によっても配合上限が制限されています。

上記以外の成分においては、企業の自己責任により自由に配合できます。しかし、安全性上懸念のある成分は、配合不可、もしくは配合量が制限されます。それら成分のリストをネガティブリストと言います。例えば、配合禁止成分には、ホルマリンやメチルアルコールなどの有害成分があります。その他、医薬品成分も原則配合禁止です。配合制限成分には、チオクト酸やユビデカレノンなどが挙げられ、それぞれ粘膜に使用されることがない化粧品に配合が可能で、0.01%、0.03%制限されています。

化粧品基準はあくまでも品質を保証していく上での最低限の項目であり、実際には使用目的等を考慮して、自主基準項目の追加により製品の品質を確保していくことが大切です。最近では、日本化粧品工業会よりタール色素の自主基準に関する文書(改訂版)が会員へ通知されており³⁾、業界の動向についても意識しておく必要があります。また、化粧品は国や地域ごとに規制を受けており、その内容も異なります。海外へ輸出し販売するには、輸出先の化粧品規制について十分な情報を集め、規制を遵守することが不可欠です。

配合表をお持ちの場合はその配合表に沿った試験提案をいたします。配合表をお持ちでない場合も化粧品の形状(リキッドファンデーション、口紅など)からそのアイテムにあった代表的な配合例から試験提案をさせていただきます。ぜひお気軽にお問い合わせください。

1) 医薬品医療機器等法第61条第四号

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000145>

2) 化粧品基準(平成12年9月29日厚生省告示第331号)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/keshouhin-standard.pdf>

3) 日本化粧品工業会. 第44回 化粧品技術情報交流会議テキスト. 2023, p. 8-12.

4) 都賀谷京子. 化粧品および薬用化粧品にまつわる法規制. 日本化粧品学会誌. 2018, Vol. 42, No. 3, p. 162-171.

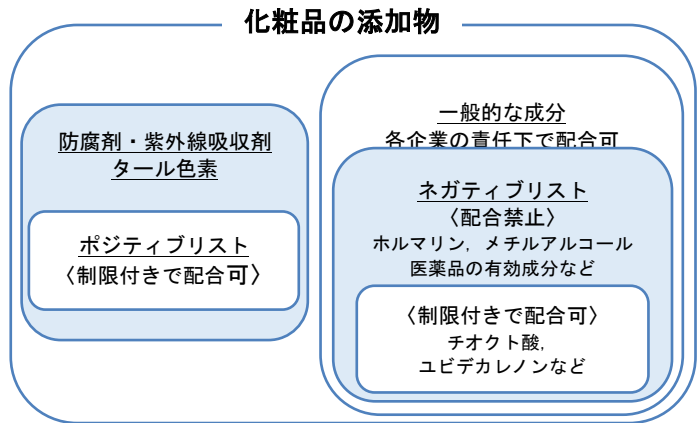


図1. ポジティブリスト及びネガティブリストの概念図⁴⁾
ブルーの部分は配合禁止を示している



☆お知らせ☆ ～講演会開催のご案内～

先月号より特集でお送りしている化粧品・医薬部外品のテーマを取り上げた講演会を開催します。

・開催日: 2024年2月15日(木) 13:30～ 場所: 渋谷区大和田 伝承ホール
お申し込み開始は2024年1月9日の予定です。詳細は追ってご案内いたします。
皆様のご参加お待ちしております!!

内容についての問合せ、配信アドレスの変更・追加配信希望・配信停止はHPのお問合せよりお願いいたします。 <https://www.jfri.or.jp/contact/create>